



平成22年(受)第224号

決 定

大津市中央2丁目5番13号

申 立 人 ニューファイナンス株式会社
同代表者代表取締役 新 井 博 雄
同訴訟代理人弁護士 [Redacted]

大阪市中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル

相 手 方 特定非営利活動法人消費者支
援機構関西
同代表者理事長 榎 彰 徳
同訴訟代理人弁護士 河 原 田 幸 子
上 田 孝 治
五 條 操

上記当事者間の大阪高等裁判所平成21年(ネ)第1437号契約条項使用差止等請求事件について、同裁判所が平成21年10月23日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成23年11月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千 葉 勝 美

裁判官 古 田 佑 紀

裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 須 藤 正 彦

これは正本である。

平成23年11月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 長 濱

